

Q6：その他、どのような決まりがありますか？

税の軽減【会社都合の退職または正当な理由のある自己都合退職】※離職時点で65歳未満の方

- 次の(1)または(2)に該当する方で所定の手続きを行った方については、前年の給与所得を70%減額した所得額で計算をします。その結果、税額が減額となる場合があります。
 - (1) 雇用保険の特定受給資格者 … 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが、11.12.21.22.31.32の方
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 … 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが、23.33.34の方

雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知とは

- 公共職業安定所（ハローワーク）が作成し、雇用保険の受給資格者に発行するものです。本人が申請し、受給資格を得ることで発行されます。

減額対象期間

- 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末（例：R8.3.31離職⇒令和8年度と令和9年度が対象）

手続

- ①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知②資格確認書または資格情報のお知らせのいずれか③マイナンバーカード④本人確認書類（免許証など）を持って、国保年金課（☎(0235)35-1292）または各地域庁舎地域づくり推進課で手続きをしてください。

年度の途中で世帯の国保加入状況に変更が生じた場合

他自治体からの転入により、新たに国保へ加入された場合

- 転入された方の所得確認に時間がかかる場合は、暫定の税額で計算した納税通知書で納めていただくこととなります。その後再計算した結果税額が変更となる場合、改めて納税通知書を送付し、差額を調整します。

世帯主が変更になった場合

- 変更月を基準とし、前世帯主と新世帯主で別々に税額を月割で再計算します。その結果、双方の納付が必要となる納期が生じる場合がありますが、同じ月に対し税額が二重に計算されたものではありません。
- 新たに世帯主となられた方の世帯は再度Q3の軽減判定をするため、該当する軽減基準が変更になる場合があります。
- 前世帯主の納付方法が口座振替の場合であっても、新世帯主に自動的に引き継がれないため、引き続き口座振替をご希望の場合は、改めて口座振替の申込を行ってください。

40歳または65歳になった場合：介護保険分の取り扱い

- 40歳からは介護保険の被保険者となり、基準日（誕生日の前日）の属する月から介護保険分を加算した国保税を納めていただくこととなります。税額変更通知書は、原則基準日の翌月に送付します。
- 65歳からは介護保険料を国保税と別に納めることになるため、介護保険分は基準日の属する月の前月までとし、国保税は、当初から月割で計算したものを送りします。

75歳になった場合：後期高齢者医療制度への移行

- 後期高齢者医療制度に移行する方の医療保険分、後期高齢者支援金等分、子ども・子育て支援金分は、基準日の属する月の前月までとなります。国保税は、当初から月割で計算したものを送りします。また、世帯主が年度途中で75歳になる世帯は、特別徴収を中止し、当初から普通徴収となります。
- 後期高齢者医療制度へ移行することで被保険者が一人となる世帯には、介護保険分を除く世帯別平等割を、5年目まで2分の1、6年目から8年目まで4分の1軽減する、激変緩和措置を行います。

社会保険に加入した場合

- 国保の資格喪失の手続きが必要です。①職場の健康保険資格確認書または資格情報のお知らせのいずれか（扶養の方も含む）②国保資格確認書または資格情報のお知らせのいずれか③マイナンバーカード④本人確認書類（免許証など）を持って、国保年金課または各地域庁舎地域づくり推進課にて14日以内に手続きを行ってください。社会保険の加入日にさかのぼって国保の資格を喪失し、税額を再計算いたします。

減免について

災害・廃失業など特別な事情により著しく生活が困難になり、預貯金などの資産活用を図ってもなお国保税を納めることができなくなったときは、減免できる場合もありますので、納期限までに課税課諸税係にご相談ください。

鶴岡市役所 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

国保税の

課税内容についてのお問合せは 課税課諸税係 ☎(0235)35-1176

納付についてのご相談は 納税課納税係 ☎(0235)35-1182

令和8年度
R8.4.1~R9.3.31

鶴岡市

国民健康保険税のしおり



健康で安全な暮らしは、私たちみんなの願いです。そのため、誰もが安心して医療機関や薬局を少ない負担で利用できるよう、「国民皆保険制度」により、すべての人が医療保険に加入する必要があります。したがって、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。国保は、加入者みなさんの状況に応じて公平にお金を出し合い、お互いに助け合う制度です。

今年度の改正内容

※詳しくは2ページをご覧ください。

- ◆ 子ども・子育て支援金分の新設
- ◆ 医療保険分の税率、課税限度額の見直し
- ◆ 所得の少ない世帯に対する税の軽減判定基準の見直し

◇ 子ども・子育て支援金について

子ども・子育て支援金は、全ての世代や企業が支援金を拠出し、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付 など、子育て施策の拡充に活用されます。令和8年度から、加入する医療保険の保険料（税）と合わせてご負担いただくこととなります。

Q1：国民健康保険税(国保税)は、どのような税金でしょうか？

【世帯主以外の方の分も合わせて、まとめて世帯主に課税します】

✓ 個人単位ではなく、世帯単位で課税します。したがって、世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合でも、世帯に国保加入者（被保険者）がいれば、世帯主を国保税の納税義務者として納税通知書を送ります。

【職場の健康保険のような扶養の仕組みや、住民税のような所得控除はありません】

✓ 住民税が非課税の方でも、子どもでも、均等割の計算対象です。また、国保税は基礎控除のみのため、住民税が様々な所得控除により非課税の方でも、所得割の対象となる場合があります。

【その月に納める額がその月の分とは限らず、一定額ではありません】

✓ 普通徴収の場合、通常は4月から3月までの1年分（12ヶ月分）を、7月から3月までの9回に分けて納めていただきます。そのため、たとえば7月に納める分が、7月に加入している分とは限りません。さらに、国民年金のように毎月一定額ではなく、加入者の前年収入などによって金額は異なります。また、手続きの時期によっては納付回数も変わる場合がありますが、年税額は変わりません。

【月の末日に加入しているかどうかで月割計算し、日割計算は行いません】

✓ ある月の加入日が月の末日だけでも、その月の分は計算に含まれます。一方、ある月は初日から加入している場合でも末日に加入していなければ、その月の分は計算から除きます。

【次の条件すべてを満たす世帯は、世帯主の年金から国保税を差し引きます（特別徴収）】

- 世帯主が国保加入者で、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳
- 世帯主の特別徴収対象年金（例：老齢基礎年金）が年額18万円以上
- 世帯主の介護保険料と国保税の合算額が特別徴収対象年金額の半分以上

✓ 前半（4・6・8月）については前年度の税額から計算した額で仮徴収を行い、後半（10・12・2月）で調整します。申出（口座振替の申込とは別）により、口座振替への変更が可能です。納付書払いへの変更はできません。

✓ 特別徴収になる場合は、通知にてお知らせします。

